

青葉区保健福祉センター保護課で起きた不祥事について報告します。最初に事件の経緯をご覧ください。

持ち出された現金

職員Aは、領収書を偽造し、現金を持ち出しています。事情聴取に対し、生活保護受給者に渡すつもりで異動先の机の中に現金を保管していたと説明しているとのこと。人事当局は職員Aの主張は正しいとし、横領ではなく、単なる事務遅延だとしています。どうしてそのような非常識な解釈が成り立つのか甚だ疑問です。

懲戒処分の基準がない

この事件の存在を知り、懲戒処分が行われていないことに驚きました。同様の事件があった名古屋市では、停職6か月の懲戒処分を行っています。どうしてこのようなことになるのか。仙台市には懲戒処分の基準がないからです。一般的な懲戒処分の基準によれば、職員Aはもちろんのこと、何度も事件を隠ぺいした上司も懲戒処分に該当します。

ずさんなリスク管理

私が指摘するまで、生活保護の担当部局は事件を把握していませんでした。人事当局が事件を公表せず、担当部局に全く情報提供していなかったからです。このため、担当部局は公金着服事件発生から4年以上にわたって再発防止策を講ずることができず、市役所組織は長期間、再発のリスクを抱えていたのです。

求められるコンプライアンス

今回の事件においては、一職員の不正にとどまらず、内部けん制の不備、組織的な隠ぺい、内部通報制度の機能不全、公正を欠く不透明な人事行政、リスク管理の欠落など、様々な問題点が明らかになりました。市政に対する市民の信頼を回復するため、引き続きコンプライアンス強化の取り組みを求めてまいります。



決算等審査特別委員会で質疑

青葉区保健福祉センター保護課における 事件の経緯

平成22年

- 11月 職員Aの担当業務で、3か年度分15件 833,456円の不適正処理が発覚。
- 12月 区長らに報告せず保健福祉センターの内部で処理。

平成23年

- 5月 職員Aは他の部署に異動。
- 12月 過去の期末一時扶助の支給について保護課長が職員Aに問い合わせたところ、職員Aは後日、現金の入った封筒を持参。2か年度分8件 104,500円の未支給が発覚。
- 12月 区長らに報告せず保健福祉センターの内部で処理。

平成24年

- 6月 公金着服があったとする匿名の「市長への手紙」が届くも、対応せず。
- 8月 人事課長あてに匿名の内部告発文書が届く。
- 12月 人事当局は、未支給事件について職務怠慢を理由に職員Aを訓告(懲戒処分でない措置)とし、その他は不問。

平成26年

- 6月 **第2回定例会で再調査を求め質疑。**
- 7月 副市長を委員長とする調査委員会を設置。
- 8月 調査報告書を取りまとめ、公表。
- 9月 **第3回定例会決算等審査特別委員会で質疑。**
- 10月 職員Aを「減給10分の1、6か月」の懲戒処分とし、上司の所長と課長には訓告のみ。

◇斎藤のりお事務所◇

〒981-3133 仙台市泉区泉中央 3-27-10

TEL&FAX 022-375-2101

ホームページ <http://www.saito-norio.net>

E-Mail info@saito-norio.net

